

参考

共和町産業振興促進計画 工程表

事業		H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用		事業者による措置の活用	事業者による措置の活用		
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置		事業者による措置の活用	事業者による措置の活用		
その他	企業誘致の促進(支援制度の活用)		事業者による支援制度の活用			

○ 租税特別措置の適用

- ・平成31年度及び平成32年度
措置の活用が図られるよう、事業者・関係団体等に対し町ホームページを通じて周知し、制度の積極的な普及と活用に努める。
- ・平成33年度以降
状況に応じた対応を実施する。

○ 企業誘致の促進(支援制度の活用)

- ・設備投資の円滑化を図るため支援制度の周知を町ホームページ等を通じて実施する。